

コミュニティ・ソーシャルワーカーに求められる変容課題

ー権利擁護を基盤としたメゾレベルワーカーに求められることー

○ 山梨学院大学 竹端 寛 (4253)

キーワード：自由裁量、学びの渦、社会起業家精神

1. 研究目的

ここ数年、高齢者の地域包括ケアシステム、あるいは障害者の地域自立支援協議会など、自治体レベルでの社会資源開発やネットワーキング機能の立ち上げを、厚生労働省は政策誘導的に展開している。また福祉現場でも、認知症高齢者や重度障害者が地域自立生活支援を進めていくための社会資源がまだまだ足りない。そこで、その地域における「困難事例」に寄り添いながら、その「困難事例」を「地域課題」に変換し、その「地域課題」解決に向けて具体的なアクションを起こすコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の重要性が指摘されて久しい。地域包括ケアシステムや障害者地域自立支援協議会を円滑に機能させるためにも、CSWの力量こそが問われる。

ただ、CSWが組織的に配置された自治体は少なく、導入を考えている自治体でも、CSWに何を求めれば良いのか、の模索が続く。地域自立支援協議会や地域包括ケアシステム自体、どのように展開していけばいいのか、の方向性が導き出せない自治体も少なくない。

そこで本研究では、マクロの福祉計画とミクロの個別援助を結びつけるCSWのメゾレベルの実践課題とは何か、実際に従事するCSWにはどのような変容課題が求められているのか、を権利擁護の観点から検討することにする。

2. 研究の視点および方法

発表者はこれまで、山梨県と三重県の障害者相談支援体制整備特別事業「特別アドバイザー」、山梨県障害者自立支援協議会の座長として、障害者の相談支援体制の整備、および地域自立支援協議会の設置や運営のアドバイスを行ってきた。また山梨県の地域包括ケアシステム研究会の取りまとめ役・および地域包括ケアシステムのアドバイザーとして、市町村への助言や地域ケア会議に求められる具体的機能について検討してきた。

上記の現場支援の経験と各種先行研究、および竹端（2010）（2012）の中で理論的に検討した課題とを重ね合わせ、現時点で考えられる論点整理と考察を行った。

3. 倫理的配慮

具体的な実践内容から抽出した課題のみを取り上げ、特定の情報が漏れないようにした。

4. 研究結果

4-1 権利擁護活動の達成目標は専門家主導？

Freddolino et al.(2004)は、ソーシャルワーク実践における権利擁護には、達成目標（結

果)と活動の主導権(方法)の双方で専門家管理か当事者管理か、により①弱者保護型、②利用者中心型、③権限付与型、④消費者主導型、の4類型があるという。日本のCSW実践に当てはめると、結果を専門家が管理する①と②については、困難事例対応や本人中心の地域ケア会議開催など、実践できている部分は多い。

一方、無力化された当事者(達)のエンパワメントを通じ、当事者達の望む結果を達成する支援を行う③や、当事者達の望む結果とその達成方法も自己管理出来るように促す(セルフアドボカシー支援)④までを、焦点化出来ているCSWはまだまだ少ない。

4-2 規制と給付の「要求」には未着手?

室田(2010)はアメリカのコミュニティ・オーガナイズングにおける政府と民間の力道に関して、政府の規制と給付、および民間の推進と要求の4象限から、「規制推進」「規制要求」「給付推進」「給付要求」の4つがある、と整理している。4-1に関連付けるなら、「給付推進」や「規制推進」は専門家主導の基でも実践可能であり、実際CSWも行ってきた。

だが民間(市民)サイドのニーズ(要求)に基づき、不平等な制度を改める「規制要求」や必要なサービスの予算化要求・予算削減を反対する要求などの「給付要求」は、本来であれば大切な権利擁護実践であるが、中立公平をCSWが重視するならば、実際には関わりにくい領域である。

4-3 ストリートレベルのリーダー?

Vinzant and Crothers(1998)は、ストリートレベルのワーカーを複雑で競合する価値やニーズを考慮し、それらの価値にバランスをとるやり方を探求するリーダーと見なし、ストリートレベルリーダーには、結果と方法に関する裁量の有無で4つの分類がある、としている。CSWは結果・方法にも裁量を発揮しない「行政手続き」を超えた活動が求められる。だが、結果のみ、方法のみのどちらかに裁量を持つ「変容的リーダーシップ」「状況的リーダーシップ」を發揮できても、結果・方法の双方で裁量を發揮する「変容的・状況的リーダーシップ」が許されない・可能でも実践できないCSWも少なくない。

5. 考察

上記の論点の背後に、CSWが誰に雇われているか、がある。社会福祉協議会や自治体CSWは、行政直営・委託であり、行政と時には対立するソーシャルアクションなどを自らの仕事と定義しにくい。また、自らの仕事を自分で作る裁量労働というより、委託された業務遂行の側面も少なくない。CSWが本当に地域変革を志向するならば、まず自らが率先して支援枠組みや方法論を変えない限り、主体的相互作用としての「学びの渦」の発生源となる必要がある(竹端2012)。そのために、CSWも社会起業家精神に基づき、「継続的な学習のプロセス」を続けないと、「社会問題を先駆的に解決する」ことは出来ない(竹端2010)。権利擁護実践を基盤としたCSW実践を行うには、自らの強みと弱みに自覚的であるだけでなく、裁量を「学びの渦」に変えるリーダーシップが求められる。

*文献一覧や結果・考察の詳細は当日発表予定。